

佐賀県選挙管理委員会告示第18号

不在者投票のできる施設の指定（昭和48年佐賀県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後																	
1 略		1 略																	
2 老人ホーム		2 老人ホーム																	
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>特別養護老人ホーム杏花苑</td><td><u>武雄市北方町大字志久4528番地 6</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	所在地	略	略	特別養護老人ホーム杏花苑	<u>武雄市北方町大字志久4528番地 6</u>	略	略		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>特別養護老人ホーム杏花苑</td><td><u>武雄市北方町大字志久4641番地26</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	所在地	略	略	特別養護老人ホーム杏花苑	<u>武雄市北方町大字志久4641番地26</u>	略	略
名称	所在地																		
略	略																		
特別養護老人ホーム杏花苑	<u>武雄市北方町大字志久4528番地 6</u>																		
略	略																		
名称	所在地																		
略	略																		
特別養護老人ホーム杏花苑	<u>武雄市北方町大字志久4641番地26</u>																		
略	略																		
3 略		3 略																	